

参議院議員通常選挙

投票日

7月20日(日)

投票時間／午前7時～午後8時

投票日に仕事や旅行などの予定のある方は、前もって

期日前投票をしましょう。

●受付日時

7月4日(金)～7月19日(土)

午前8時30分～午後8時
(土・日曜日も受け付けています。)

●受付の場所

小野市役所1階多目的ルーム
(中島町531番地)

●持参するもの

投票所入場券

入場券裏面の期日前投票宣誓書に必要事項をご記入の上お持ちください。

入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、投票できます。

※選挙人名簿に登録され、選挙権がある方は、投票することができます。

投票所(期日前投票所)で受付の係員にお申し出ください。この場合、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちいただくと、手続きがスムーズです。

■代理投票について

怪我や障がいなどで、自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員に申し出いただければ、係員が選挙人の意思確認を行い、投票用紙に代筆し、投票を補助します。

付き添いの方(本人の親族も含む)が本人に代わって投票することはできませんのでご注意ください。

■選挙公報について

選挙公報は新聞折込での配布、市選挙管理委員会及び期日前投票所、各コミセン等に備え置く他、ホームページでも掲載しています。新聞を購読していない他、郵送を希望する方は、市選挙管理委員会までご連絡をお願いします。

※過去にお申し込みいただいている方は、再申し込みは不要です。



参議院議員通常選挙

◎小野市で投票できる方

- 次のいずれにも該当し、選挙人名簿に登録されている方
- ・日本国民であること
 - ・選挙期日において18歳以上であること(誕生日が平成19年7月21日以前)
 - ・公示日前日(令和7年7月2日)の時点で3か月以上引き続いて小野市内に居住していること(小野市に転入した場合は、令和7年4月2日以前に転入届を提出していること)
- ※公職選挙法第11条等による失権者(禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者等)は投票できません。

最近住所を移された方は、下の表に注意してください。

届出の別	届け出の日	投票場所・可否
小野市へ 転 入	令和7年4月2日以前に転入	小野市で投票できます
	令和7年4月3日以降に転入	旧住所地で投票できます
小野市から 転 出	令和7年4月2日以前に 新住所地へ転入の届出	小野市では投票できません
	令和7年4月3日以降に 新住所地へ転入の届出	小野市で投票できます
小野市内で 転 居	令和7年6月17日以前に転居	新住所地の投票所で投票できます
	令和7年6月18日以降に転居	旧住所地の投票所で投票できます

※旧住所地での投票は、旧住所地の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

◎施設や病院での不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院(入所)している方は、施設の管理者に申し出れば、施設の中で不在者投票ができます。

◎代理・点字投票

身体に障がいがある方や目の不自由な方で、投票用紙に候補者の氏名が書けない方は、投票所の係員に、代理投票又は点字投票を希望する旨を申し出てください。

投票用紙には

- 兵庫県選挙区選出議員選挙の投票用紙（クリーム色）に、候補者の氏名を記入して投票します。
- 比例代表選出議員選挙の投票用紙（白色）に、候補者の氏名又は政党の名称等を記入して投票します。

投票所の場所について

投票所の場所につきましては、入場券に記載しています。
また、市のホームページに一覧を掲載しています。
右のQRコードよりご確認ください。

